

- 1 会議名 決算特別委員会
- 2 日時 平成27年10月2日(金) 9時59分開会
14時02分閉会
- 3 場所 議場
- 4 出席委員 牟田学委員長、渡辺久治副委員長、白石純一委員、
濱田洋一委員、西田数市委員、竹原信一委員、
仮屋園一徳委員、竹原恵美委員、野畑直委員、
中面幸人委員、大田重男委員、濱崎國治委員、
山田勝委員、岩崎健二委員
- 5 事務局職員 議事係長 東 岳也、議事係 大漣 昭裕
- 6 説明員
- | | | | |
|-----------|----------|-----------|---------|
| ・市長 | 西平 良将 君 | ・副市長 | 寺地 正吉 君 |
| ・教育長 | 原田 正美 君 | ・総務課長 | 内園 由幸 君 |
| ・財政課長 | 山下 友治 君 | ・企画調整課長 | 山元 正彦 君 |
| ・生きがい対策課長 | 早瀬 則浩 君 | ・健康増進課長 | 児玉 秀則 君 |
| ・商工観光課長 | 堂之下 浩子 君 | ・給食センター所長 | 堂之下 力 君 |
- 7 会議に付した事件
- ・認定第1号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(一般会計)
 - ・認定第2号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(国民健康保険特別会計)
 - ・認定第3号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(簡易水道特別会計)
 - ・認定第4号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(交通災害共済特別会計)
 - ・認定第5号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(介護保険特別会計)
 - ・認定第6号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について
(後期高齢者医療特別会計)
 - ・認定第7号 平成26年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について
- 8 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

牟田学委員長

おはようございます。ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

それでは、ただいま認定第1号中、3款2項1目19節、負担金補助及び交付金費に関し、認定こども園阿久根めぐみ園を、6款1項11目、農業構造改善センター管理費に関し、西目地区集会施設太陽光発電・蓄電池及びLED設置工事事業を4款2項2目、塵芥処理費に関し、北薩環境管理協同組合生ごみたい肥化処理施設について、現地調査を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認め、そのように決しました。

ただいまから現地調査を行いますので、市役所北側駐車場に移動をお願いいたします。出発は10時5分、よろしく申し上げます。

(現地調査 10:00～11:35)

それでは、現地調査を終了し、委員会を再開いたします。

ここで、認定第1号から、認定第7号までを一括して議題とし、総括して意見を伺います。初めに、竹原恵美委員からありました、歳出、2款1項1目8節報償費、行政改革推進委員会出会謝金について質問を許可します。

竹原恵美委員

お尋ねいたします。行政改革推進委員の出会謝金ですけれども、まずこの行政改革推進委員の設置と動きなんですけれども、きのうの説明の中では、平成24年度に設定した第5次行政改革大綱に基づいて実施を確認していく、内容を見ていくというやに説明を受けましたけれども、まずこの大綱自体が平成24年度、任期それぞれでマニフェストなりあるんですが、マニフェストをより優先したやに聞こえますが、この設定自体、見直しもなされずに委員がチェックをしていく、この役割自体については問題は感じられませんか。この存在意義というものを教えてください。

西平市長

竹原恵美委員にお答えいたします。行政改革推進委員会謝金ということでの御質問でございますが、行政改革推進会議ですね、こちらのほうの位置づけというようなお尋ねではないかと思っております。私も市長のほうに就任いたしまして、第5次行政改革大綱のほうに着手をしているわけでありまして、そもそも行政組織の効率化と経費削減を目的に各自治体が自主的に取り組んでいるというのがこの推進会議の目的ではないかと思っております。その中で、どういったより必要とされるような行政改革を進めていくのかということをお示しして、委員の皆さま方に御判断いただくというような位置づけということで考えているところであります。

竹原恵美委員

内容的に市長が市民に広報されたマニフェストと大綱の内容に違いがある場合、まず違いがあるかどうかの確認はされて、この大綱が存在するものですか。

西平市長

行政を進めていく上でマニフェスト、選挙中にですね、マニフェストというものをお示しして、市民の皆さま方に御判断をいただくわけですけれども、そういったことをもとにして行政の運営というのは当然やっていくところでございます。その中にこの行政改革の推進委員会の皆さま方にも入っていただきながら、御議論していただくというようなことでありま

す。

竹原恵美委員

お尋ねしたのは、マニフェストはこの大綱に対して反映されているかどうか、反映しなくては目標値、目標になり得るところにないと思うんですけれども、まず2期目に入られた、1期目、2期目、例えば1期目の時に、自分でないところの大綱にどんだけすり合わせをしようとしてもそういうことはあり得ないんですが、まず、反映されているかどうか、反映しようとして設定してから見直しをされましたか。内容的には実施計画一覧表というのをつくってありまして、その中の実施細目というのがあります。これに対してその任期のあるものが設定をしなければ目的地となり得ないと思うんですけれども、まず見直しということは行われましたか。

西平市長

このことにつきましては、当然ながらマニフェストの実現に向けてしっかりとしたあり方というのを考えてくれと、そしてまた、それを達成していくために年度別にどういったことをしていくのかというものを、まずは課長会の中で諮って、そしてお示しをしているという状況であります。

竹原恵美委員

私がお尋ねしているのは、まずシステム、これがもともと成立するためには大綱自体が今の目的に合っていないければなりませんよねと。その見直しを行われて細目が決められていますかとお尋ねしたんです。任期があって、任期がスタートして、細目を見直していますか。まずシステムなので2期目の話ではなくて、じゃあ1期目の時に見直してこれを進めてきましたかというお尋ねをします。

西平市長

それについては必要な見直しを行っております。もちろんマニフェストの中で達成するのに必要なものというのを盛り込んだりして行っているというところがあります。

竹原恵美委員

では明確なところでお尋ねします。1期目の時に、任期が始まった時に、この大綱は見直すようになってますか。

西平市長

私が就任した時はですね、確か第4次大綱の途中であったと思っております。第5次大綱に移るときにしたがっては、見直しをかけたということですね。第4次大綱のまだ続行中ということでありましたので、それについては前の大綱を継承をしながらやっていくという中身であります。

竹原恵美委員

そのシステム自体がおかしいのではないか。前の任期の人なり、もしくは自分でも以前のもので大綱をつくり、その年度に拘束されて、その目的に拘束されてこのチェック機能の委員会が動くということ自体がおかしくはないですか。

西平市長

大綱ということですので、これについては、もちろんマニフェストを盛り込んだ考え方というのものもあるんでしょうけども、行政サービスとして市民の皆さま方にいかに適切にサービスを提供していくかというのが大きな目的ではないかと思っております。その上で私の色を出していくということが盛り込まれていくわけでしょうから、任期の途中で大きく変える必要があるという場合には当然そういった選択もしないといけなかったんでしょうけども、私自身はまだ正直、当時は勉強不足の感もありましたし、どういった大綱をつくっていけばいいのかというのは検討しながらその間進めていったという状況でありました。

竹原恵美委員

根本的に、これじゃあ御自分で大綱を見直しますと、前任者が自分に変わりました。じゃあ大綱を見直します。年度の途中ですけれどもということは可能、しようとするところにあ

りますか。もともと。システムの問題です。前の人のに自分の実行した期間をすり合わせても、それは合わない。だから大綱を変えなきゃ話が合わないものに委員会をどんだけ開いても意味がないんですよ。そういうシステムになっているかお尋ねします。

西平市長

当時やはり考えたのは、大綱を大きく根本的に変えるということになると当然そういったシステム自体を考え直さないといけないということもありましたけれども、それまで取り組まれてきた中身というものを考えたときに、ある程度継続していくものが必要ではないかというようなこともあったのも事実であります。そういったことから、前回については議員がおっしゃるような対応はせずに、新たに私の段階で平成24年でしたかね、6月に策定したということで御理解いただければと思っております。

竹原恵美委員

それでは要望です。もともと市長が変わったのであれば、目標値も変わる。やろうとしていることが変わるので、これは見直して、大綱を見直す。24年度から何年度まで、その設定で変更できないというものではないので、実際に合わせてつくっていく、作り直していくというものをまず考えて、そういうふうなシステムであるということをおいてください。

まだ質問を続けます。委員は、議事録を見ましたけれども、委員の方はこの実施計画一覧、そして毎年度、実施及び経過という実績報告書をつくって会議に臨まれている。つくったのは職員でしょうけれども、執行部がつくって、委員に配付したものでしょうけれども、これに対して全く言及がないんです。皆さんにもお配りしてあるんですが、議事録の中で2ページ、ごめんなさい5ページに「それでは、平成26年度の事業実績及び経過については、事務局報告のとおりでよいか。異議なしとの声あり。異議がないようなので、経過については報告のとおり承認された」と、この一遍なんですね。執行部はもちろん委員にお願いしてチェックをしていただく内容でしょうけれども、随分この大綱の意義からすると一項目一項目チェックされてもおかしくはない。そのチェックをいただきたい、不足であればこれについてもっと進めていくように助言をいただくなりがあるべきかと思っておりますけれども、この委員会の内容、あまりに目的に達していない委員会が開かれてはいないでしょうか。

西平市長

平成26年度の委員会の中にあっては確かにおっしゃるとおりの結果でございました。委員のほうから意見が出ないということがやはりどうかというところもあったんですけども、ちなみに言いますと、ことし行いました中身では相当御意見が出ているという状況でありました。かなり活発にいろんなことをお尋ねになれる委員さんもいらっしゃるって、そういった意味からはいろいろ我々としても参考になる御意見があったというようなところでございます。今回、26年度の決算ということでございますので、26年度に行った委員会の議事録ということでお示しをさせていただいておりますけれども、そういった中身であったということでもあります。

竹原恵美委員

まだ中身を、職員に聞きましたら充て職だという言葉も聞いたんです。失礼ですが、中身の見える適合した方を選ばなければ中身は詰まったものにならないかと思えます。見きる方、見きる力のある方で、こちら引き出すだけの段取りを組まないとなかなか人の発言は得られないと思えます。この内容では前に進む、前進する意見は、御意見はいただいていないように思えます。充実をさせてください。

そして質問なんですけれども、ページ2ページ、これはセンター、交流センターに対してです。太田委員から下のほうにあります。「いろんな会社からプレゼンがあって、25億ということで業者が決まったわけだが、それでは予算が足りないから規模を縮小するということはありなのか」。そして一番下は、尾塚補佐は「25億を目安としたものである」。そして3行くらい下に、寺地副市長は「今、見直しを行えば、恐らく完成は1年遅れるのでは。平成30年くらいになると思う。9月議会までには公表できると思う」。その3人下くらい

に、村井委員が、「今の市民会館の建設について、後々の負担にならないように。少子高齢化で人が減ってくるので、大きな物を造りすぎたということがないように。維持費も考えての建設ということをお願いしたい。市民に負担のかからないようにお願いしたい」とおっしゃっています。これが7月24、ことし7月24日の時点ですけれども、この状況はその前後の事実として、副市長、教えてください。

寺地副市長

7月の行政改革推進委員会、私も出席をさせていただきました。そしてその中で、工事費についての質問等もありました。市内の業者にどれくらい発注しているのか。それから市民交流センターについても御質問がありました。ただ、その時点ではまだ市議会にも諮っておりませんし、明快な回答はできないということで9月議会に諮ってからいろいろ答弁できるでしょうというような内容の話をさせていただきました。

竹原恵美委員

今、市のほうは方針を転換した部分、方針を転換するのに対しては、補助の額が変わってしまう、目的よりも半額くらいではないかという見込みを立てられた結果なんですけど、この7月24日時点では全く見込みを持たなかった時期ですか。

寺地副市長

見込みを持っていなかったということではなくて、対外的にまず市議会に説明しておりませんので、公表できなかったということです。

以上です。

竹原恵美委員

公表すべき段取りというものもありましようけれども、この時点においては委員に対して誠実な回答をしていないということもまた一つの事実ではないですか。

寺地副市長

市議会にも説明していないことを行革委員であってもやっぱし、優先は市議会にまず説明して、議員の皆さんに報告をしてから委員会ですというのを私はそれが筋だと思っております。

竹原恵美委員

例えばですね、変えられるものであれば検討すべき、変えられるものであればそういうこともあるかもしれませんが、事実として、もうそこに存在している、実質存在しているものに対して相手からそれでは予算が足りないから規模を縮小するということはあるのかと、ものすごくピタッとやっていらっしゃることに対して、相変わらず現状を全く隠して、25億を目安としたものであるという回答は不適切ではないでしょうか。私はそう思います。もう現実に変えられるものではないですもの。相談して変わるものでは、既に議会に持って来た時点で、議会も変えられるものでもない。もう現実としてそこにある、目の前にあることなのに、相変わらず委員に対して、行政改革委員が将来を見越して心配をしていらっしゃる言葉、ピタッと当てられた言葉に対して、相変わらず25億ですという言い方は不適切だと私は思います。変えられるものではない内容です。内容によってはここは違っていると思いますが。

寺地副市長

7月の末の時点では、内部ではいろいろ検討しておりました。ただ、その内部の検討をまだ議会にも諮らないのに、対外的に公表するのは私は議会軽視だと思っております。一番目はまず市議会の皆さま方に説明するのが最初だと、その時点では思っております。

竹原恵美委員

根本的に何となく、何となくといいたいまいしょうか、大綱自体の存在意義、まず設定した時に人が変わって、内容がいく目的が変わったのに、ずっと変えるようになってはいないこと。そして、現実には起こっているのにこの委員にも、年に何回も集まっていたかいないんでしょうけれども、現実には起こっていることを御心配なされていることに対して、きちっとお答え

をしていないことは私は委員の、この推進委員に対して、大綱に対してないがしろにした行為だと私は思います。ぜひ改善をお願いします。

牟田学委員長

次に、竹原信一委員からありました、歳出、7款1項3目19節負担金及び補助、阿久根市観光連盟「あくねまちの駅」に対する補助金について質問を許可します。

竹原信一委員

25年度の補助金が、資料をいただきました、まちの駅の件に関するこの内容から質問させていただきます。26年3月31日付けの交付決定額が196万。27年度分が357万。内訳をみると、最初の25年度分は人件費のみですね、雇用保険料を含めた。になっていて、次の年の分がシークィーンあくね謝金、阿っくん謝金、それから旅費。構造がおかしいんですよ。そして、26年度の内容については、ほかに行事に対してそれぞれにまた食の祭典とか御当地PRに対して補助金を別個につくってる。わかります。だから、このあくねまちの駅、つまり観光連盟に対して出してる、させてることと、それから商工観光課がやってることとかごっちゃになってしまってるのかなというふうに見えるんですよ、これ。なぜこんなふうな表現にしてるのがちょっと説明してもらえませんか。例えば、26年度の事業、一番最後のほうに書いてあるメディアプロデューサー育成講座とかいうのは、こういったものは商工観光課の予算の中に入って、観光連盟に発注したものではないはずですけども。わかります、私が言っている意味。お金の扱い方が非常に不明確な方向に変化しているということです。

堂之下商工観光課長

それでは竹原議員にお答えいたします。平成25年度に、5月に設立総会を開催いたしまして、まちの駅が観光連盟の発足をされております。25年度におきましては商工会議所が事務局となって観光連盟の運営をしてきたところで、初年度ということで運営をしてきたところでもございました。26年度から本格的に活動を始めたということで、さまざまな行事に取り組んでいただいたところでもございまして、この観光宣伝に連れて行く阿っくんであったり、シークィーンについての謝金も観光連盟のほうから支払っていただくということで事業計画を立てていただいたところでもございます。先ほどおっしゃいましたメディアプロデューサー講座につきましては観光連盟の職員が受講をしたということでここに載っているところでもございます。受講して観光のPRに努めるということを目的としてメディアプロデューサー講座に職員が受講したということでここに掲載をしております。

竹原信一委員

今、観光連盟の事務局長が商工観光課の課長補佐、実際の事業が、観光連盟がやってるのか商工観光課がやってるのかというのは、どうやって区別をつけるんですか。お金の扱い、人件費、非常にこれはわかりにくい、自分たちのほうでは理解されているのかな、本当に。

堂之下商工観光課長

観光連盟は任意の団体でございますので、それぞれの事業目的に沿って事業を実施しております。そして会費も取っておりますし、人件費の1名分がこちらからの補助金で、運営補助という形で補助をしているところでもございます。まだ日の浅い団体でございますので、どうしても人件費が不足するというので、今年度については観光連盟からお願いがありまして、うちの課長補佐のほうを事務局長としてやっているところでもございますけれども、やはりできるだけ観光連盟も早い段階で自立していただくようにということでお願いをしている事業に取り組んでいただいているところでもございます。

竹原信一委員

前の年には19万9,229円返納するというのがあったんですけども、この当該年度、26年度についてはどのように精算されたんでしょうか。

堂之下商工観光課長

26年度につきましても当初400万円の補助金でございましたけれども、実績を確認い

たしまして、42万5,543円は返納していただいているところでございます。

竹原信一委員

今年度もいろいろ、27年度ですね、問題があるのを確認しておりますので、注目させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

牟田学委員長

この際暫時休憩いたします。午後はおおむね1時から再開いたします。

(休憩 12:02~13:00)

休憩前に引き続き、委員会を開会いたします。

次に、山田勝委員からありました、歳出10款6項4目学校給食センター運営費に関し、学校給食センターで取り扱う食材について質問を許可します。

山田勝委員

学校給食センターの運営について、直接阿久根市の予算で食材費を出すわけじゃないんですが、仕事、事務をですね、市の職員がするというので、お願いをしておきました。

まず、去年からこの問題に取り組んでいるんですが、阿久根市内の、阿久根市の農家が生産をした米を使うということで、報告いただきましたのは、阿久根市の農家がJAあくね管内で4名、三笠管内で6名の農家が出荷していると、ことしの1月から3月まではですね。そういう中で、私もきのう335円で購入しているということなんですが、一つは大体農家ですね、現在農家が出しているお米というのは225円ぐらいなんですよね。それが100円以上乗せられないかんということで、現在の世の中の流れからいってですね、JAいずみ、経済連、パールライス、鹿児島県学校給食協会を経てですね、給食センターに納入されるというのは非常にナンセンスだから、それが直でできないのかということが一つですね。それからもう一つ、現在学校給食はですね、週3回米飯をされているそうですが、米飯はですね、全部米は地元産、阿久根産ですね。ところが小麦はですね、ほとんど外国産、輸入物ですよ。そういう中で、なんとか全部国内産を、しかも地元産の米を使って米飯にできないかというのが二つ目ですね。それから生産農家の名前について、情報公開条例でできないちゅう話なんですけどね。世の中にはどこでもですよ、写真付きでこの米はどこの誰が出した米だというのをしている時代にですね、情報公開で生産農家名も生産者名もわからないというのは、こんなナンセンスなことはない、というふうには実は思うんですよ。ですから、けさ私は三笠の生産農家にですね、聞いてみたんですが、私たちは出してくれてうれしいですよ。だからそれも出せないか。この3点についてお尋ねをいたしたいと思います。

原田教育長

山田委員の御質問にお答えいたします。10款6項4目学校給食センター運営費の学校給食センターで取り扱う食材に、特に米についてのお尋ねであります。本年1月から給食センターで炊飯業務を行っているところでございます。これに使われている米は委員が先ほどお話をされましたように、地元阿久根産で10農家が生産したお米を使用しているところでございます。御案内のとおり、農家で生産されたお米は、JAを通じて鹿児島パールライスで加工されたBG無洗米を使用しているところでございます。お米の製造等につきましては学校給食センター所長から説明をさせます。

以上でございます。

堂之下給食センター所長

補足して御説明申し上げます。御案内のとおり、本年1月から始まった炊飯業務のお米につきましては、阿久根の農家で生産されたお米、ヒノヒカリ一等米を使用しているところでございます。納品されるお米はBG無洗米でありまして、このBG無洗米は無洗米の中でも家庭からも工場からもとぎ汁を出さない方法で環境保全に役立つお米ということでございます。現在、県内でこのBG無洗米をつくっているのが鹿児島パールライス1社のみでありま

す。このことから、現在、鹿児島パールライスでつくられたお米を使用しているところであり、なぜこのBG無洗米でなければならないかというのは、今、先ほど申し上げましたように、水を、とぎ汁を出さないということでございますが、無洗米といってもその製造法はこのBG無洗米のほか、NTWP、タピオカ式とか水洗い式とか、そしてブラシ式とかいうような精米法がございます。無洗米といってもやはり米について、米にデンプン質が付着しております。これを水で洗い流す必要があります。先ほど申し上げたとおり、このBG無洗米は洗わずに使えるということで、この米を使っているところでございます。それで、鹿児島パールライスがJAグループであることから、農家からJA、そして経済連、そして鹿児島パールライスを経て、私ども給食センターが受注をしているという、納めていただいているということでございます。それから、週3回の御飯のことですけれども、昨日も御質問受けましたけれども、週3回というのが決まっているのかといいますと、各学校によって1日の給食における米飯の回数というのはそれぞれやはり違うそうです。多いところは週4回というようなどころもありますし、現在の学校給食センターが週3回御飯を出しているんですけれども、中には2回という給食センターもあるようでございます。委員のおっしゃるように、なるべく国内産、ましてや阿久根産の品物を給食の食材というふうにする方向で検討しております。それについてはきのうも申し上げましたけれども阿久根産の食材率、使っている食材の納入率というのが徐々に率も上がってきているところでございます。そして、3番目ですけれども、生産農家の氏名の公表についてでございますけれども、委員の先ほどおっしゃった一番最後のほうで、私の名前は言ってもいいんですよということであれば情報公開に関する法律の中で、その人がいいよと認めた場合には除外規定がございますので、そこについては公表できるのではないかとというふうに考えております。

以上です。

山田勝委員

まず第1点のですね、BG無洗米にしなければならないということは、阿久根の給食センターの浄化槽がですね、パンクするんだという話を前々からこの話はされるんですが、ただ自分なりに残念でたまらないのはですね、最初、約2,800食でスタートした給食センターがですよ、今は1,700食、とにかく1,000食減ってるのにも関わらず、浄化槽がパンクするなんちゅうのは、どんな工事、どんな施設整備をしとったんだよという気持ちになってるんですが、これを今どんなに言ってもね、これはもう取り返しのつかないことですよ。取り返しのつかないことだからどうしようもないけど、ほんとにですね、その時の設置する人、計画した人、あまりにも無責任すぎると思いますね。それはそれでいいです、しょうがないですよ。それから、週3回を4回、5回にしてほしいというのは、やはりね、学校給食についてもどこについても何についてもですね、外国産を食べさせないかんという、それはねやっぱり非常に抵抗を感じますよ。ですから、週3回、4回については今後検討していただきたいということと、それから、所長が今さっき言ったようにですね、食材を地元で生産されるものは地元で供給するということを考えれば、私は逆に阿久根の第一次産業の方々もですね、それなりに構えると思うんですよ。魚にしても、魚は漁協にお願いしようね、肉はスターゼンにお願いしようね、あるいは、鳥はですね、阿久根の人が生産されるブロイラーをね、マルイから取らないかんとか、玉子も。そういう意味でね、やはり確実に地元でできるものは絶対地元からやるんだという気持ちを持たないかんと思いますよ。それは野菜にしても同じです。野菜もですね、1年間にこの時期に、例えばきゅうりが何キロいるんだ、あるいは人参が幾らいるんだ、キャベツが幾らいるんだという計画をつくってやればですね、地元で生産できるものは地元で生産させる努力を私は、市長は市政全体の中からやられると思いますよ。そうしないと、どんなに地方創生、地方創生と言ってもですね、言うだけで、現実のものとなりません。だから阿久根の食材を使って、使わないかんという全市的な体制を給食センターも含めてやっぱりね、阿久根市長がどう考えるかということですよ。市長、いかがですか。

西平市長

山田委員にお答えいたします。やはり地産地消ということが言われております。子どもたちにも当然地元でつくられたものを食べさせるというのは大事な教育だと思いますし、そしてまた、農家の方々の地域へのそういう思いというか、ということから考えると、当然必要なことだと思います。こういったことに関しましては、しっかりとですね、数値目標というのをある程度つくって、阿久根市内、場合によってはこの鹿児島県産ということにひよっとしたら広がるかもしれませんが、そういう地元の食材を使っていくという明確な目標を持って取り組んでいくべきではないかとそのように考えております。

山田勝委員

先のね、出水地区の議会議員大会でですね、桐野の甘夏農家の方が東京で、東京の学校でね、甘夏のことについては話にきました。こうこういうふうにしてつくるんですよ、こうですよ。私はそれを聞いた時にですね、なんで阿久根でしないのかと思うんですよ。阿久根でもですね、そういうのをやらないかと思えますよ。だから、野菜をつくる農家には野菜をつくる農家、ミカンをつくる農家はミカンをつくる農家、魚は魚、私はね、そういうふうに関心で取り組んでこそね、ふるさと創生というのはね、起こると思えますよ。これは教育委員会で、あるいは学校給食センターでですね、取り組んで、そして市長が陣頭指揮をするような形でふるさと創生をつくっていかないかと思うんですが、まず教育委員会の見解を伺います。

原田教育長

今、山田委員がお話になったことは大変私も興味深く受け止めております。それはふるさと創生というのは、さまざまな視点からあるんだということの御提案だろうと思えますし、また野菜をつくるにしてもですね、決められた期間内に決められた量、安全なものをおつくりいただけるように、もししていただけるのであったら、私どもにとりましても大変それはありがたいことでありますし、また、農家の皆さんにとってはやる気のことだろうと思っております。

以上です。

山田勝委員

教育長、ここで、言葉だけで終わらせようと思いやんな。絶対、給食センターはそういう計画をつくって、何が1年に幾ら、何が幾らいるという計画をつくってですね、それをもって農政課、あるいは水産林務課とですね、打ち合わせをして、ちゃんとせないかんですよ。ここで、私の言うことに感銘を打ただけで終わったらですね、落第ですよ。1年以内にこの計画は上げるようにしてください。いいですか。

原田教育長

当然、教育委員会ができる内容というのはわかっておりますので、それについては農政その他のところと、これまでも話をしてきたこともございますし、またこれからも話をしていきたいと思えます。

以上です。

山田勝委員

どしこ語ってもな、語ったばっかいじゃだめやっど。形にあらわしてくださいね、今回は。形にあらわして。そして、市長部局は市長部局でですね、ちゃんとしたものを、農業にしても、水産業にしてもですね、林業にしてもですね、タケノコにしても何にしても使うでしょうが。こんなにたくさんの食材があるところですよ、ほんとに取り組めばな、私はただこれだけでもね、ふるさと創生の一助に、一つの方法になると思えますよ。ぜひ市長お願いしますよ。

西平市長

これについてはしっかり取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

山田勝委員

これはね、期待をして、しばらく黙って、また何遍も何遍もですね、確認をしていきたいと思います。それから生産農家の名前のことについてですけどね、そんなに難しく考えなくてもね、確認をすればいい話です。こういうことでしますよって。いやしないという人はいませんよ。だから、ずっとどこでも写真入りで、私はこういう米をつくりました。肥料はこれとこれです。薬は何回かけました。それはね、皆さんね、自分のつくったものに誇りを持って。それを個人情報という名のもとにね、隠そうという発想のほうがね、まず一般の常識と役所の常識の差ですよ。ですから、これも含めてね、ふるさと創生の一つとできるように米の生産農家についてもですね、むしろ各学校に今月の米はどこの誰の米ですというくらいですね、発表できるくらい、やるくらいやってほしいです。どうですか。

原田教育長

法律上のことを最初申し上げたものですから、固く受け止められたんじゃないかと思えますけれども、私どもも最初本人がオーケーすればいいんじゃないかというのは思っておりました。そういったことから、先ほどセンター所長が申し上げましたとおりでございまして、できるだけそういうことで農家の顔を子どもたちにあらわしていきたいという気持ちを持っております。

山田勝委員

それでは農家の確認を得てですね、各学校に今月の米はどこの誰のですということをおちゃんと知らせるということを確約しますね。

堂之下給食センター所長

その点につきましては、生産者との同意が成立した場合にはおっしゃるとおり、いたしたいと思います。

牟田学委員長

山田委員、名称の訂正を一つだけ、学校給食協会ではなくて、鹿児島県学校給食会です。訂正します。

山田勝委員

ついでです。鹿児島県学校給食会を通さなければ、給食の食材を買えないんですか。

堂之下給食センター所長

学校給食会を通じて我々給食センターに食材が届いている分があるわけですけども、学校給食会といたしますと、失礼しました。まず、それができるかできないかということについては、直でパルライスにまだ確認しておりませんので、そこを確認して、できないと言われればもう、流通というか、私どものところにお米が届かなくなることになるんですけども、そこは確認をしてから御返事いたしたいと思います。すみません。

山田勝委員

あのね、学校給食会というのはね、最初はね、学校給食会の資材をなるべく安く仕入れて、そして子どもたちの父兄の負担を少なくしようと思ってスタートしたことなんですよ。それがずっと継続して、結果は県の教育委員会関係の天下り先になってるという人もおります。そこを通じることによって品物が安くなったらいいけど、市販のディスカウントショップより高いのだったらですね、私は見直すべきだと思いますので、それもぜひ調査をしとってください。

以上です。

牟田学委員長

次に、竹原恵美委員からありました、歳出、9款1項4目18節備品購入費に関し、防災行政無線個別受信機について質問を許可します。

竹原恵美委員

まずこの防災行政無線個別受信機の購入ですけども、目的を教えてください。今聞き取りましたのは病院などに、施設などに配備する、しかも相手の要望を聞いて配備するというふうに聞いております。目的を教えてください。

内園総務課長

竹原委員にお答えします。先の特別委員会の中でもお答えしたかと思いますが、今回の個別受信機の購入につきましては、災害時の対応ということで、施設・病院等に対して緊急時の対応の、情報の迅速な対応のために購入したということ、情報伝達の手段ということで購入したものでございます。

以上でございます。

竹原恵美委員

それでは、相手の要望を聞いて、設置しない場合を考えられているようなんですけども、その理由はなんででしょうか。もともとがこちらから必要に応じてという形に聞こえたので、その選択の余地というのはどういう事情で選択はされるんでしょうか。こちらから必ず支給する、ではない理由はなんででしょうか。

内園総務課長

これもこの前お答えしたわけですが、当初私も26年度に購入した備品でございましたので、設置していたものという認識があったわけですが、年度末に購入したということで、現在、先日お答えした中では意向調査を行っている、その中で必要に応じてといいますか、希望のあったところを優先に設置していきたいと、数が30機購入しておりますので、意向を取った上で優先順位を決めていきたいということでございます。

以上でございます。

竹原恵美委員

要支援者に対して、一義的には避難をさせるというのは市にありますので、間違いなく、目的に違わないようにお使いいただける状態、そして、要望がよくわかってらっしゃらなくて、入手されないでは困りますので、市の責任においてはやりかけの中できちっと設置をしていただく、利用できる環境を整えていただくということを前提にお願いします。

そして、付随なんですけれども、この説明を聞いている中で、学校や学童、子どもたち、園などは設置されていないということは事実でしょうか。

早瀬生きがい対策課長

竹原委員にお答えいたします。保育園のほうでも市立保育園のほうには今回の貸し付けのほう、総務課のほうの貸し付けのほうで貸与されております。残りの保育園ではありませんが、学童保育等については、今後総務課のほうで貸与してもらうような、ということで協議が進んでおります。

竹原恵美委員

今まで思い込みで設置されていたであろうとか、ということなんです、避難に対して全体の流れが、こちらが把握できていないという現状を感じます。まず、設置されていることは前提ですが、これからどんどん進められるという状況にありますか。今、検討されているという状況に聞こえますが、これから学校、学童、園、どんどん進めていく、というふうに理解していいですか。

内園総務課長

ただいまの分につきましては、公共機関とか公共施設、そういったものを優先にこれまで進めてきたところでございます。病院・施設等の民間については公共機関の次にということで整備を考えていたところでございます。公共機関についてはある程度、学校を中心にした部分については整備をさせていただいているところでございます。今後もこういった施設とか、公共施設等については、公共施設はもう整備しているわけですが、年次的な計画をしていかなきゃいけないというところでございます。

竹原恵美委員

ぜひ進めて、漏れのないようにぜひ進めていただきたいことと、これを設置して利用する、どう利用していくということが、やはりそのスタッフの方がわかっていないと、利用価値を生まないことになりますので、そこまで対応しているか調べて、動きの中に、避難計画の

中に組み込んだ動きで使っていただきたい。というのが、この前、施設は全く原発の災害に対しての避難計画は1か所だっただけでなかったんですよ。だけれども市は避難をさせるという一義的責任を持っている。その中で確実にずれがあります。大きなずれがありますので、ぜひ避難できる状態まで、ものを設置した、動かすというところまで管理せざるを得ない責任があると思います。お願いします。

内園総務課長

要望だったんだろうと思いますけど、防災行政無線の本来の目的というのは当然今おっしゃった趣旨に沿った形ですね、防災上の、また災害時の速やかな情報伝達というのが第一義的にありますので、そういったお知らせが速やかに情報を入手できる手段として設置するわけですので、また個別受信機というのは、本来の目的というのが、目的に沿った使用を指導してくださいという趣旨だったんですが、すぐ情報が入手できる手段の機器だということで認識していただければ、家庭の個別受信機と同じですので、その施設に同時に情報が伝達できるものだとということで御理解いただければと思っております。

竹原恵美委員

やはり情報を持っていたら、危機感を持って動かすというところまでなければ生きていけないので、その状態をつくらせていただきたい。危機感は、安全ですよって言いたいけれども、そうじゃない部分は現実的にあります。そこをきちっと押さえて、人を動かしていただきたいと思います。

牟田学委員長

次に、竹原信一委員からありました、歳入、15款1項2目1節利子及び負担金に関し、株式の保有状況について質問を許可します。

竹原信一委員

資料提供いただきましたので、終わりです。

以上です。

牟田学委員長

次に、竹原恵美委員からありました国民健康保険特別会計施設勘定に関し、大川診療所運営について質問を許可します。

竹原恵美委員

今まで何度もこの大川に対しての意義も含めて話をさせていただいてきたんですけども、利用人数を増やしていきたい、利用率の向上、こういったものに努めながら少しでも地域に必要なとされる施設の運営に当たっていききたいというふうにお答えになっているのですが、今年は利用が全く同じ、前回と同じなんですけれども、これはどういう状況でしょうか。増やしていくという活動をなさったはずなのですが、全く同じ、増えていかない。これはどういうふうに理解していらっしゃるのでしょうか。

児玉健康増進課長

竹原恵美委員にお答えいたします。前年度としてほとんど変わっていない、7.2人から7.3人ということで、0.1人しか増えていないという現状で、確かにあります。これまでの取り組み、実際、取り組みが不足していたというのは反省すべきところであり、なかなかこの前の委員会の中でも申し上げましたけれども、区長さん方の集まりの中では診療所の現状をいうことでお話をしたんですけども、それがなかなか患者の増につながっていないという部分もありまして、そこは増えていかないという反省をすべきところ、広報等の、そこも不足していたんじゃないかということで思っております。

以上です。

竹原恵美委員

それでは、予算額と決算額の差なんですけれども、予算額より決算額が増えていきます。これ、運営している状況として、増えていく方向にこの施設はあるのでしょうか。教えてください。

児玉健康増進課長

昨年、予算ということでお話をされましたけれども、決算でいえば昨年度よりも増えてきております。特に診療収入のほうが200万ほど昨年度の決算とすれば増えているという状況で、中身はこの前の委員会の中でもお話しましたとおり、後期高齢の方の受診の診療収入が増えているということで、そこが増えているんじゃないかなということで思っております。

竹原恵美委員

その理由であれば、恐らく収入は下がっていく可能性も考えられるのか、人数的に、この間のニーズも、1年かけても増えていかないの、利用度が極端に上がることはこれからも予測されないところだと思いますが、予算の時には調整交付金を活用して健全性を上げていきたいというふうに言われているんですが、調整交付金は結局どうなったんでしょう。

児玉健康増進課長

当初予算の、26年度の当初予算ですね。26年度の当初予算の時にそのような答弁があったかと思えます。26年度決算におきましては、事業勘定からの繰り入れが400万ほどあったかと思えます。404万1,000円ですね。これが調整交付金の額になります。事業勘定に国から来て、その分を事業勘定から繰り入れたという形になっております。

以上です。

竹原恵美委員

どれであれ、基金に対しても市が一般からほぼ持ってくる。幾らなりとも、400万なりとも事業勘定、入れていくにしろ、健全性としてはこれからの見込み、現在の見込み、この時点の見込みも教えてください。

児玉健康増進課長

26年度につきましては、一般会計からの繰り入れはなかったわけですが、27年度につきましては基金もあと800万強ですね、870万程ありますが、それでは不足するという事は予測されますので、27年度、それ以降についても一般会計からの繰り入れが必要となってくるかと考えております。

以上です。

竹原恵美委員

では今、全体の規模が3,800万を超える状態の規模になっている。そして、基金の取り崩しももう限界が来ています。この上で、そしてニーズが増えていない、増えていく余地が見当たらないところですが、市長、継続は、どのように将来をお考えですか。

西平市長

この件につきましては、るるこれまでの議会の中でも竹原委員のほうともお話をしてきたところがございますけれども、やはり大川地区の方々に必要だという声があつて再開をしたという経緯がございます。そういった意味からも、大川の方々が集まるような場所でもありますし、地元にはやはり医療の拠点というものがないとやはり不安であるという声もありますので、このことについてはできる限り継続をしていきたいと、このように考えております。

竹原恵美委員

1日当たり、お医者さんをして、施設を構えて、1日当たり7.3人というこの必要であるという声を市全体の、市全体としてどう考えるか。市全体の負担としてどう考えるかをお聞かせください。

西平市長

やはり同じ市に居住される市民の方々でございますので、そのことについてはやはり同じように扱わないといけないのではないかと思います。仮にこれが大川に偏っているというふうなお話もあろうかと思えますけれども、じゃあ、例えば脇本地区のほうで道路の整備を行ったとして、そのことがそこだけのことかということには当然ならないわけで、もちろん多くの方々にどういった形でもほぼひとしく医療の場の提供を行っていくというものは当然必要でありますので、そういった面からも同じような扱いとして市民にひとしく医療の提供をし

ていきたい、このように考えております。

竹原恵美委員

この病院の今ある現状の阿久根市内にある現状の状態で、大川の診療所と市街地の病院との距離から考えて医療の関係として大川地区は30分以内に病院にたどり着かない地域でしょうか。いかがですか。

西平市長

30分以内では十分いけるのかもしれませんが、大川にもかなり山奥の場所もありますので、その部分から来るとぎりぎり30分ぐらいではないのかなと思うところもあります。

竹原恵美委員

阿久根市は別途にも交通の利便性を上げようとする政策も行っております。決して離島の病院のない地域の話と一緒にような考え方では対応できないのではないかと私は思います。これからの大川の診療所の存在をよく、全体からもよくごらんください。検討をお願いします。

牟田学委員長

要望でよろしいですね。

この際、特に他の委員からほかに質疑はありませんか。

竹原信一委員

行政改革推進会会議録の内容についてなんですけれども、2ページにですね、

牟田学委員長

竹原委員、その会議録は今年の7月なんですよ。

竹原信一委員

今回の決算委員会の件に関して資料をもらったんじゃないっけ。

牟田学委員長

それは竹原恵美委員が別にももらったやつです。

竹原信一委員

そうっけ。まあいいでしょう。

牟田学委員長

なければ、以上で、認定第1号から認定第7号までの質疑をすべて終結いたします。

(執行部退室)

○認定第1号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

牟田学委員長

これより、認定第1号を議題とし、討議に入ります。

討議です。

竹原恵美委員

先ほど、調査を行いました西目の構造改善センターに対してです。皆さんの御意見を伺いたいと思います。予算書を見ると、先ほど現場に行ったら3,000万程度の事業費のように説明を聞いたんですけども、これ予算額が5,581万9,000円だったものが、不用額92万6,705円。結局繰り越しをして今完成している時点では不用額を退いた4,903万2,000円かかっている事業です。蓄電も3日間、もともと今いらっしゃらない、今編成が変わったところなんですけれども、前の議会の中で、年間西目の電気料金は年61万でした。まあ少ない。常駐しているわけではないので、消耗も少ないんです。そこに対して不安定な、災害が、さっき現場では天気だとまだ蓄電されますからねっていう話がありますけれども、そもそも災害っていうのは多くは天気がいいわけではないんです。これ、5,000万近くかけるほどのものだと今判断されるものでしょうか。皆さん御意見いかがですか。伺いたいです。

竹原信一委員

皆さんも一緒にごらんになったとおり、家庭用パネルと大して変わらない程度。そして鉛蓄電池もせいぜい重機のバッテリー3個を置いた程度の内容でございますね。ほんとにばかばかしいぐらい大変な無駄遣い、これがまたこの庁舎と脇本のほうにも付けられるわけですよ。話にならないと。税金の無駄遣いがここまできとるかという感じで市民に対しても、阿久根市以外の全国民に対しても言い訳が立たないようなやり方をしております。

牟田学委員長

ほかの委員は。

岩崎健二委員

この前の台風15号でも場所によっては4日間の停電ということで、非常に市民生活に多いな支障をきたしているところであったと思っております。きょうの説明でも3日間ぐらいはあそこで蓄電池によって避難生活は可能であると。それからCO2の問題とか、いろんな地球温暖化の問題とかいうのがあって、再生エネルギーを非常に進めているというのが世界規模のものであって、私は非常に有効な手段であると考えております。

竹原信一委員

再生エネルギーという言葉はございますけれども、実際の話ですね、5,000万分の材料、設置の手間、そういったものは結局はごみになるわけです。再生不能な。これが再生利用な、採算が合わないというかな、話にならないレベルでの再生可能エネルギーという言葉だけであって、実態はございません。そして、災害の時に3日間、発電機で済む話です。100万もすれば十分、今以上の電力を供給することは可能でございます。

牟田学委員長

ほかの委員から。

竹原恵美委員

議会の中で、執行部との質疑の中で答えを聞いたのが維持管理費、ランニングは検討されていないということを聞いていました。さて今、現場に行った時に、委員の中からはこの機器は消耗品で10年と、蓄電池も消耗品と。最近言われるのがパネルはもう既に使用の年数をきて、ごみだらけになっているという状況なのに、このパネルを設置しているんですけども、このランニングを考えないで、設置するというそもそもの議案の出し方、事業の起こし方はいかがでしょうか。この事業の考え方として。御意見はないでしょうか。そういう成り立ちで質問を、質疑をやって結局、可決して設置しているんですけども、当時議会軽視ではないかと、最終まで計画も立てていない。スタートは県が補助金を出しますよと持ってきました、ここに手を挙げました。でも、現場の絵は描いていません。個別に説明を聞くと、最終3,000万になるか8,000万になるかわかりませんという言葉もその当時、私聞いて、討論の中で説明もしていますが、最終の見込みもわからない。設置規模もわからなかったという事業です。そして、その中でわかったのはランニングコストも考えていませんと。これは事業として提案に値したのでしょうか。まず根本的にですね。出し方、議会に対しての執行部の持ってきたとしては問題はなかったでしょうか。いかがですか。

牟田学委員長

ほかの委員から。

竹原信一委員

今までの執行部の様子を見ておきますと、例えば補助金の事案があると。それに対して企画課が申請をします。それを通すかと通さないかが企画課の仕事であった、実際現場でどのように役に立つかはあんまり関心がありません。受け取った側の農政課あるいは市民環境課のほうでもこれがどんなふうに電気代に反映するのも計算をしたことがない。直感、感覚的に半分くらいになりそうですと。これが現実の阿久根市役所の仕事のやり方なんですよ、本当に。これを追従する形でやってきたもんだから、議会が認めてきたもんだから全然しょうがいらん。これはね、私たちはもうちょっと監視機能ちゅうのを持たんことにはいけません

よ。市役所の職員の課は、担当課が親分であって、それを取りまとめるはずの市長や議会が機能しない。現実ですよ。これがいままでの阿久根市役所の状態であるということが今の状況をつくっているわけですよ。

牟田学委員長

ほかに別の意見をお持ちの方は。どうぞ。

渡辺久治委員

私もこれは補助金ありきでやってる事業だなと思います。モデル地区とするくらいだったら1か所で十分。災害のときはほんとに補助電源で十分だなと思いますから、だからそういう意味で私は協本公民館のやつも反対しました。これはやっぱし議会としてはこういうことをまた今からも続けていくようであれば、反対していくべきだなというふうに思います。

以上です。

牟田学委員長

ほかに。

なければ以上で討議を終結します。

討論に入ります。

竹原信一委員

反対の立場から討論させていただきます。今の太陽光パネルの件にしてもそうですし、まずあそこに行った瞬間、玄関のところの屋根の部分、腐ってました。本来なら、塗料を塗って、整備して、保全か、しておけばあんなことには絶対ならないはずなんです。そしてホールの中に入って見たら床はがさがさ、ワックスを塗ってないんですよ。市営住宅の件もお話いたしました。それから、市営住宅なんていうのはもうほんとに言うてくるまでしません。保全計画も立てる気がない。主体性というかな、主体的な責任感が完全に欠落しております。そして市民会館のほうも図面を取り寄せて見ました。天井がですね、トタン、鉄板のカラー鉄板でやってあるんです。あれは10年ごとに交換しなきゃいかん。一度もやった気配がない。上がって見れるようになってるかどうかさえわからない。この阿久根市役所に市民の財産を管理させることなんかできません。今のままじゃ。その態度を議会が示さないことにはしよはいらんのですよ。それから、税務課の差し押さえの件もありました。資料がきました。差し押さえ販売した額はわずか3万円。それにかかった費用は恐らく30万円くらいにはなると思います。差し押さえられた人の払ったその被害よりも、職員によって受ける財産的被害のほうはるかに大きい。そういったことをですね、考えもしないで、年中行事のように差し押さえ販売をやっている。いったいどういうつもりなんだということをですね、議会が示さないはずと続きます。議会の存在価値はありません。どうせ議会が否決したところで有効性は変わらないんですよ。しかし、議会がしっかりした態度を示すこと、今の状態ではいかんよと、不承認にすることで、改善の可能性が生まれます。承認したのではそれが潰れてしまいます。よろしくお願ひします。

牟田学委員長

ほかに。反対ですか。

竹原恵美委員

1款3項6目で行政改革推進委員がございました。そもそも大綱が見直されて進んでいく、目標設定をして進んでいかなければならないのに、古い年度の目標に対してその差を委員会を開いて審議していく会となっているようです。そして中身も活発な意見がみられません。目的の市への助言、研究機関としての役割を果たしていません。既に市は大筋を、今回の市民交流センターに対しては大筋を変えたにも関わらず、わかったことは議会に対して説明をしなければまた自分の期間である委員にも説明をしない。議会には定例会を待って話をする。でも自分が相談して助言を伺おうとする委員会には、事実は自分はもう決定しているのに、説明もしていない。そして助言もすぐに受けようとしていない。これ自体は現状では市がこの委員会の存在意義を大綱の設置から助言をいただくということに対して全く意義を失わせ

た活動をしていると思います。この点で一つ反対です。

もう一つ、2款1項18目市民交流センターの建設、そして付随して図書館の設計があります。これは再三、規模に対して検討すべきと言って、続けてきましたけれども、現状このこのさまで。これも認めるわけにはいきません。そして6款1項11目、西目構造改善センターです。ソーラーパネル、蓄電池、LEDを設置するもの。予算は5,581万9,000円が当時、議会を通したときには絵はなかったものが4,903万2,000円。そもそも災害時にはこれが生きてくるのは送電が切れたときに役に立つものなのに、天候は悪いことが想定されます。蓄電池はそもそも使えない可能性がある。3日間残っているかもしれない。けれどもソーラー自体がそもそもあてにならない。災害時にあてになりません。そして、今回売電をするという契約をしたということですが、西目の電気料は常駐者がいないので、年間61万程度です。それに対する対応も必要な必須なものほど5,000万近くをかけるほどの必要性も感じられません。そしてランニングコスト、維持管理費を考慮されていません。部品にそれぞれとても短い消耗の年数がある機材が多い施設そのものです。市にとって今回のことは不要な負担をかける、かけ続けるものを所有したと判断します。

以上のことで反対いたします。

牟田学委員長

賛成の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第1号、平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定（一般会計）について採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員起立〕

賛成多数と認めます。よって認定第1号は認定すべきものと決しました。

○認定第2号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

牟田学委員長

次に、認定第2号を議題とし、討議に入ります。

竹原恵美委員

大川診療所国民健康保険特別会計の部分です。健全性を考えて、阿久根市全体の財政的健全性を考えても不適切だと考えます。

以上で反対いたします。討論ではなかった。ごめんなさい。

牟田学委員長

なければ、以上で討議を終結いたします。

次に討論に入ります。

竹原恵美委員

阿久根市の財政に対する健全性を損なうものとして、またニーズを起こすことができない現状を鑑みても、この事業に対して反対いたします。

牟田学委員長

賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第2号、平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定（国民健康保険特別会計）について採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成委員起立〕

賛成多数と認めます。

よって、認定第2号は認定すべきものと決定しました。

○認定第3号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について（簡易水道特別会計）

牟田学委員長

次に、認定第3号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第3号、平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定（簡易水道特別会計）について採決します。本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第3号は認定すべきものと決しました。

○認定第4号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について（交通災害共済特別会計）

牟田学委員長

次に、認定第4号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第4号、平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定（交通災害共済特別会計）について採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第4号は認定すべきものと決しました。

○認定第5号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

牟田学委員長

次に、認定第5号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第5号、平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定（介護保険特別会計）について採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第5号は認定すべきものと決しました。

○認定第6号 平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

牟田学委員長

次に、認定第6号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第6号、平成26年度阿久根市歳入歳出決算認定（後期高齢者医療特別会計）について採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第6号は認定すべきものと決しました。

○認定第7号 平成26年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について 牟田学委員長

次に、認定第7号を議題とし、討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で討議を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これにて討論を終結いたします。

これより、認定第7号、平成26年度阿久根市水道事業会計の決算の認定について採決します。

本案は原案のとおり、認定すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、認定第7号は認定すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件はすべて終了しました。

お諮りいたします。付託されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、そのように決定しました。

これにて決算特別委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

（閉 会 14時02分）

決算特別委員会委員長 牟 田 学